

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

結婚後しばらくして、義父がA市区町村役場（現在は、B市区町村）において私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は義父母と夫、私の4人分の保険料を義父母が地区の婦人会を通じて納付してくれたと思う。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、オンライン記録等によれば、申立人の申立期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できるとともに、申立期間以後の国民年金加入期間において、未納期間は無い。

また、申立人は、「当時、国民年金については、私の夫の分を含めて、両親（申立人の義父母）が、家族の国民年金手帳の管理及び保険料の納付を行っていた。」と供述しているところ、オンライン記録等によれば、申立人の義父母及び夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人及びその家族においては、申立期間の前後を通じて住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立期間の国民年金保険料の納付を妨げるような事情は確認できず、申立人の申立期間の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年3月まで

申立期間のうち、昭和47年4月から49年9月までの国民年金保険料は母親が納付してくれており、49年10月以後の保険料は自分で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない  
ので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳管理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月にA市区町村において払い出されたことが確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される。ところが、当該時点において、申立期間のうち、51年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、同年4月以降の保険料については、遡って過年度納付等により納付することは可能であったものの、申立人から当該納付をうかがわせる具体的供述は得られない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人は、「私は、昭和46年3月に高校を卒業し、その後の約3年半、B市区町村に住んでいたが、住民票はA市区町村からB市区町村へ異動していなかった。私が20歳になった47年\*月に実家の母親がA市区町村で私の国民年金加入手続を行い、以後、私が帰郷するまで（申立期間のうちの昭和49年9月までの期間）の保険料を納付してくれていたと思う。」と供述しているところ、戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間のうち、A市区町村へ転入する49年8月12日までの期間において、B市区町村に住民登録していたことが確認でき、申立内容と符合しない上、制度上、当該期間において、申立人がA市区町村において国民年金の被保険者となることは無く、申立人の供述及びB市区町村への照会結果からも、申立人がB

市区町村において国民年金の被保険者であった事情も確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、及び前述の加入当初の申立期間の一部期間に係る保険料納付に関与しておらず、これら手続等を行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、当時の状況は不明である。

加えて、申立期間は72月に及んでおり、これだけの長期間にわたって複数の行政機関において事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い。

なお、申立人から提出された帳簿（家計簿）において、i）昭和50年6月5日、3,300円、ii）50年9月9日、9,900円、iii）52年4月20日、2万5,760円の国民年金保険料を支出した旨の記載が確認できるところ、申立人の母親の国民年金被保険者台帳等を確認した結果、前述iii）の支出額と一致する額の国民年金保険料が、当該支出日に近接する52年4月28日付けで収納処理されていることが確認できることなどから判断すると、当該帳簿に記載された国民年金保険料は、申立人の母親のものと推認される。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付した事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで  
申立期間当時、十分な貯蓄があったので、国民年金保険料を納付することに困ることは無かった。申立期間に係る保険料を納付していると思うので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格（被保険者期間は昭和63年8月26日から平成2年6月30日まで）を喪失した直後の国民年金の再加入手続を行った時期並びに申立期間に係る国民年金保険料の金額、納付時期及び納付場所について記憶していないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、「申立期間当時、十分な貯蓄があり、国民年金保険料を納付することに困ることは無かった。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成3年4月から7年3月までの保険料について、当初、免除申請をし、3年4月から4年3月までの保険料については8年4月10日、4年4月から5年3月までの保険料については12年4月5日、5年4月から6年3月までの保険料については13年4月5日、6年4月から7年3月までの保険料については13年4月9日に追納していることが確認でき、申立人の主張を裏付ける状況は確認できない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月14日から40年3月3日まで  
② 昭和53年10月頃から55年9月頃まで  
③ 昭和55年10月頃から63年10月頃まで

私は、申立期間①について、昭和39年3月から41年4月までの約2年間、A事業所（後の、B事業所）という会社に在籍し、C市区町村のD事業所内の店舗において勤務していたにもかかわらず、勤務を開始した39年3月14日から40年3月3日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②について、昭和53年10月頃から55年9月頃までE事業所において勤務し、申立期間③について、同年10月頃から63年10月頃までF事業所において勤務していたにもかかわらず、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、昭和39年10月28日から41年4月28日までの期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によれば、A事業所は、昭和40年3月3日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所に該当した事実は確認できない。

また、申立事業所は既に破産廃止されており、当時の貸金台帳等の関連資料は得られない上、申立期間当時の代表取締役は、「A事業所があ

ったD事業所が開業したのは昭和39年8月15日である。40年3月3日以前の期間について、従業員を雇用保険に加入させていたが、健康保険や厚生年金保険については、事業所は関与しておらず、厚生年金保険料も給与から控除していなかった。」と供述するなど、申立期間当時、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人同様、昭和40年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚9人のうち、連絡先が確認できた二人から供述が得られたものの、申立期間当時、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

なお、厚生年金保険適用事業所名簿によると、D事業所は昭和39年8月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①のうち同日以前の期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当した事実は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、申立人の氏名等は無く、欠番も確認できない。

- 2 申立期間②について、厚生年金保険適用事業所名簿を確認しても、E事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿において、該当する会社法人は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名、連絡先等を記憶していない上、申立人が、申立期間当時、事業主の居所兼会社事務所があったと主張する住宅地近辺について、現在の住宅地図により確認したが、事業主宅と思われる建物は確認できず、事業主の連絡先も不明であることなど、申立人の申立事業所における勤務実態や給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料は得られず、申立内容を裏付ける事業主及び同僚の供述等も得られない。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がF事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によれば、F事業所は、昭和58年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当した後、59年12月31日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③のうち、55年10月から58年11月1日までの期間及び59年12月31日から63年10月までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当した事実が確認できない上、同事業所は既に解散しており、賃金台帳等の申立内容を確認できる関連資料は得られない。

また、申立期間当時の取締役の一人は、F事業所が設立された昭和57年10月頃から同事業所に勤務していた旨回答しているところ、同氏の国民年金被保険者名簿によれば、56年10月から申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する直前の58年10月までの期間において、国民年金

に加入し、保険料を納付又は免除されていることが確認できることなど、申立期間③のうち、58年11月1日までの期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者として、給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、前述の元取締役は、「在職期間の短い従業員を健康保険等に加入させることは無く、期間が長くても従業員の勤務態度等によっては加入させないことがあったかもしれない。」と供述しているところ、申立人、及び同取締役が申立事業所のG地区支店長であったと記憶する者について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和58年11月1日付け資格取得の健康保険番号1番から59年7月10日付け資格取得の健康保険番号20番までの記録）を確認したが、申立人及び前述の支店長であったとされる者の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も無いことから判断すると、申立事業所では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立期間当時の前述の取締役以外の役員の連絡先は不明であり供述を得ることはできない上、前述の被保険者原票において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和58年11月1日付けで被保険者資格を取得している同僚13人のうち、連絡先が確認できた10人に照会した結果、5人から回答を得られたものの、申立期間当時、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

- 4 このほか、申立人の給与から各事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。